

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成30年 6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
10	<p>(事業名・地区) 新内藤川広域河川改修事業</p> <p>(事業位置) 出雲市大津町、上塩治町、高松町及び古志町地内</p> <p>(事業費) 40,883,000千円</p> <p>(事業概要) 全体延長 L=21.22km 新内藤川 L=8.8km 赤川 L=5.41km 塩治赤川 L=2.71km 午頭川 L=4.30km 築堤、掘削、護岸、橋梁、樋門</p> <p>(事業主体の根拠) 河川法第9条2項</p> <p>(再評価区分) ④再評価実施後5年経過し継続中</p> <p>(担当部課名) 土木部河川課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：昭和60年度 用地着手年度：昭和61年度 工事着手年度：平成元年度 完了予定年度：平成50年度 経過年数：34年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 進捗率：69% 用地：79% 工事：57%</p> <p>平成50年度完了予定</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 上流部に上雲市の中心市街地があるが、元々農耕地排水路であり、川幅は狭く緩勾配で流下能力が低いため、氾濫しやすく、近年の都市化の進行により、被害が拡大し、早急な河川改修が必要となった。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 北部区画整理事業の完成と付随する道路網の整備、平成19年12月の国道9号出雲バイパスの開通により、流域の都市化が進行している。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 現在、平成32年度までの重点整備区間を公表して進めており、地元の理解や協力が十分に得られている。 重点整備区間はもとより、上流の未改修区間についても、改修の要望は強い。</p>	<p>(費用対効果) b/c=10.78</p> <p>(コスト削減・代替案等) 事業の実施にあたっては、残土の有効利用等のコスト削減に努める。 段階的施工により事業効果の早期発現を図る。</p> <p>(その他の効果) 河川改修にあわせて公共下水道の雨水幹線が整備されることにより、さらなる土地利用の高度化が図られ、地域振興に大きく貢献する。 市街地におけるオープンスペースとしての機能やふれあいの場、安らぎの場としての機能を確保する。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 築堤、掘削による段階施工を行うことにより環境への影響を最小限に抑え、また、在来種の植生が容易である土堤護岸を基本とした多自然川づくりに努める。 現況の滞筋を極力確保し、水生生物の生息環境の保全に努める。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 現況流下能力が極めて小さく、浸水被害が頻発する可能性が高い。</p> <p>・浸水被害履歴 S39、47、56、58 H8、9、10、13、21、25 S58：床上140戸、床下283戸、 浸水面積909ha H9：床上27戸、床下123戸、 浸水面積458ha H10：床上29戸、床下153戸、 浸水面積433ha</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 出雲市の中心部で頻発する浸水被害の解消を図るため、治水対策を継続する必要がある。 赤川、塩治赤川は河川の付替工事のため、計画区間の工事が完了しなければ効果が発揮できない。したがって事業継続により早期の完成を図る必要がある。</p>

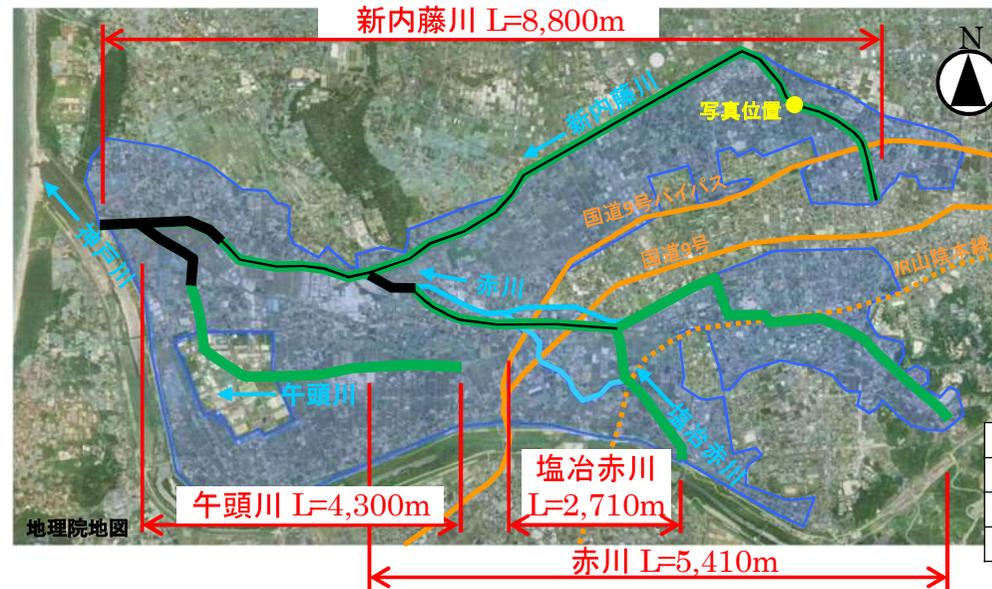
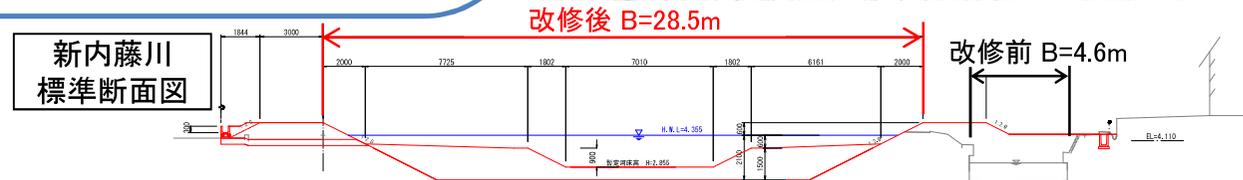
# 新内藤川 広域河川改修事業

## 河川概要

新内藤川は斐伊川と神戸川に挟まれた出雲平野を流域とし、上流部には出雲市の中心街が広がり、中流部から下流部には水田地帯の中に住宅地が点在している。元々農耕地排水路であり、川幅が狭く、河床勾配が緩いため、近年の都市化の進行により被害が拡大し、浸水被害が頻発している。(浸水被害: S39,S47,S56,S58,H8,H9,H10,H13,H21,H25)

## 事業概要

1. 流下能力の向上を目的とした築堤、護岸工による河道の拡幅を行う。
2. 河床掘削により環境への影響を最小限に抑えるとともに、土堤護岸を基本とした多自然川づくりを図る。
3. 家屋連担地を避けた河道の付け替えを行い、浸水被害の解消を図るとともに親水環境を創出する。



凡例	
改修済区間	黒線
未改修区間	緑線
想定氾濫区域	青線